

只見線活用による観光周遊バス等運行業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月10日

福島県（以下「県」という。）が実施する只見線活用による観光周遊バス等運行業務（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、当公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき公募型プロポーザルを実施する。

1 公募型プロポーザル対象事業の概要

- (1) 事業件名 只見線活用による観光周遊バス等運行業務
- (2) 事業の仕様等 観光周遊バス等運行
(詳細は別紙委託仕様書のとおり)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 委託限度額 16,391千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 公募型プロポーザル担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県只見線管理事務所 担当者：鈴木

所在地 〒965-0041 福島県会津若松市駅前町1-1（会津若松駅2階）

電話番号 0242-93-5155

FAX 0242-93-5154

電子メールアドレス tadamisen@pref.fukushima.lg.jp

3 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 参加者の資格要件

公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア）役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与

している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))。

(イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

キ 以下に該当する者が役員でないこと。

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられている者

ク 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でない者。

ケ 本要領に示した業務に技術上類似する業務を実施とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年以内に2回以上履行した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(2) 公募型プロポーザル提案書様式等の入手

公募型プロポーザル提案書様式及び実施要領については、福島県只見線管理事務所のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送での配布は行わない。

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005g/>)

4 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、(様式2 実施要領等に関する質問書)により受け付けるものとする。

(1) 受付期間 令和7年4月15日(火)午後5時(必着)まで。

(2) 提出方法 原則として電子メール又はFAXにより福島県只見線管理事務所に送付すること。

- (3) 回答方法 質問要旨及び回答を福島県只見線管理事務所ホームページに掲載する。(個別の回答は行わない。)
- (4) 回答期日 令和7年4月16日(水)まで、随時回答を行う。

5 参加届出書の提出(必須)

参加者は、(様式1-1 参加届出書)に添付書類を添えて次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和7年4月17日(木)午後5時(必着)

(2) 提出方法

原則、電子メール又はFAXにより福島県只見線管理事務所に送付すること。

なお、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨を連絡すること。

(3) 参加資格の審査及び通知

参加届出書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和7年4月18日(金)までに参加者へ通知する。

(4) 留意事項

提出期限までに参加届出書を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できないものとする。

6 企画提案書等の提出(必須)

(1) 提出書類

ア 企画提案書

様式は任意とし、日本産業規格A4判20ページ以内(表紙、目次を除く。)とする。ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

イ 見積書

事業を実施するに当たり必要となる経費を全て盛り込み、予算額の範囲内で見積もること。なお、様式は任意で日本産業規格A4判(押印省略可)とし、代表者職・氏名、責任者の氏名、電話番号を記載すること。

(2) 企画提案書の内容

企画提案書には、仕様書に基づき、次の事項を記載すること。

ア 観光周遊バスの運行に関する実施内容及び実施方法

イ 乗合路線型バスの運行に関する実施内容及び実施方法、モデルコース

ウ プロモーションの実施方法

エ 実施体制図(事業の取組体制や事務局の人員配置体制等)

実施体制において、他の事業者等に再委託(下請けを含む)をする場合はその旨を明記すること。

オ 実施スケジュール

カ 過去実施事業

過去に類似する事業を実施した場合は、その事業について示すこと。

(3) 提出期限

令和7年4月24日(木)午後5時(必着)

(4) 提出方法

福島県只見線管理事務所に持参、郵送又は電子メールで提出(可能な限り電子メールでの提出)とすること。郵送又は電子メールで提出した場合は、電話にて送付した旨を連絡すること。

ア 持参する場合

提出期限まで(ただし、土曜日と日曜日・祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合

封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、書留郵便(福島県只見線管理事務所あて親展)にて令和7年4月24日(木)までに福島県只見線管理事務所に到達するように送付すること。

ウ 電子メールで送信する場合

件名を「只見線活用による観光周遊バス等運行業務公募型プロポーザル企画提案書」とし、提出期

限までに担当課電子メールアドレスで受信できるものとする。

(5) 提出部数

ア 持参又は郵送の場合

企画提案書、見積書(合わせてホチキス止めとし3部作成すること。)

3部(正本1部、副本2部)

イ 電子メールの場合

企画提案書、見積書

1部

(6) 留意事項

ア 提案書は、実施要領に従って作成すること。

イ 参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

ウ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51条)に定める単位に限る。

エ 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等は参加届出書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

7 企画提案が失格となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを失格とする。

(1) 資格要件を満たさない者、または委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満

たさなくなった者による提案

- (2) 参加届出書を提出しなかった者または参加届出書に虚偽の記載を行った者による提案
- (3) プロポーザル審査会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- (4) 1 (4) に示す委託限度額を超える提案
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）、または第95条（錯誤）に該当する提案
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (7) その他、公募型プロポーザルに関する条件に違反した提案

8 委託候補者の決定方法について

(1) 企画提案の審査

企画提案の審査は、別途設置する「公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）が行うものとする。ただし、7に示す失格となった企画提案については審査しない。

(2) 委託候補者の決定

ア 審査会では、先に提出した企画提案書等に基づき、書面審査により、最も優れた提案者（委託候補者）及び次点者を特定するものとする。

イ 委託候補者及び次点者は、評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とする。

$$(100 \text{ 点} \times 5 \text{ 人} \times 60\% = 300 \text{ 点})$$

ウ 最も得点の高い者が2人以上あるときは、審査会において再協議し、委託候補者及び次点者を特定する。

(3) 審査の評価基準及び配点

評価項目	評価の視点	採点	加算率
		1 2 3 4 5 劣 普通 優	
業務遂行能力	本業務を適切に遂行できる体制となっているか。	1 2 3 4 5	×1
	適切な担当者が配置され、業務が円滑に遂行できる体制となっているか。	1 2 3 4 5	×1
	過去に類似業務の遂行実績があるか。	1 2 3 4 5	×1
	本業務を確実に履行できるスケジュールとなっているか。	1 2 3 4 5	×1
観光周遊バスの運行	只見線の特性や会津地域の観光資源を活用した企画内容となっているか。	1 2 3 4 5	×2
	初めて来訪される方やインバウンド旅行客等、新規客の増加が見込まれるものになっているか。	1 2 3 4 5	×2
乗合路線型バスの運行	本業務の内容を理解した企画提案となっているか。	1 2 3 4 5	×2
	自家用車で来訪された方を含め、多くの方が利用しやすいものとなっているか。	1 2 3 4 5	×2
	乗合路線型バスを利用したいと思わせる訴求力のあるモデルコースとなっているか。	1 2 3 4 5	×2
プロモーション	情報発信の波及効果が見込める内容となっているか。	1 2 3 4 5	×2
独自性・創意工夫	仕様書に記載されていない、独創的かつ活用可能な提案や、創意工夫があるか。	1 2 3 4 5	×2
事業費積算	積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容になっているか。	1 2 3 4 5	×2

(4) 公募型プロポーザル参加者への審査結果の通知

- ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。
- イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して10日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して、10日（土曜日及び日曜日を除く）以内に行う。
- ウ 審査結果を福島県只見線管理事務所のホームページに掲載する。
掲載する内容は以下のとおりとする。
 - (ア) 業務名
 - (イ) 業務の概要
 - (ウ) 履行期間
 - (エ) 公示期間
 - (オ) プロポーザル審査委員会審査日
 - (カ) 契約候補者名及び総得点
 - (キ) 契約候補者以外の参加者の総得点

9 公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

参加届出書を提出した者が、公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、(様式3 参加辞退届)を電子メール又はFAXにより福島県只見線管理事務所に送付すること。なお、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨を連絡すること。

10 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

- ア 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- イ 本事業の事業委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で事業委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、福島県財務規則第229条第1項各号の規定に該当する場合は免除する。

11 公募型プロポーザルの公正確保について

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、公募型プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の決定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、公募型プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を公募型プロポーザルに参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 その他

- (1) 公募型プロポーザルへの参加に要する経費は全て参加者が負担するものとする。
- (2) 参加者が県に提出した書類は返却しない。